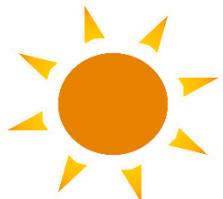


いじめ防止基本方針

代陽は
太陽に
通ず

建学の精神



令和 7 年度版

八代市立代陽小学校

【 目 次 】

	ページ
1 本校のいじめ防止基本方針について	1
2 いじめ防止等に関する基本的考え方	1
(1) いじめのとらえ方	
(2) いじめの未然防止について	
(3) いじめの早期発見について	
(4) いじめへの対処について	
(5) 家庭や地域住民との連携について	
(6) 児童会活動の充実について	
(7) 関係機関との連携について	
3 本校におけるいじめ等の実態	4
(1) いじめの認知件数	
(2) 不登校児童数の推移	
(3) いじめ問題等の実態	
(4) 学校評価より	
4 本校におけるいじめの防止等のための取組	4
(1) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織	
(2) いじめの未然防止のための取組	
(3) いじめの早期発見のための取組	
(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画（別紙資料）	
(5) 学校におけるいじめへの対処	
(6) いじめへの対処の流れ	
(7) いじめの防止等への取組の評価	
5 重大事態への対処	10
6 基本方針の見直し及び公表	10

1 本校のいじめ防止基本方針について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、いじめは学校教育のみならず、教育関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものであり、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうることを十分に認識しておく必要があります。

文部科学省では、全国で深刻化するいじめ問題及びいじめが原因とみられる事案等を鑑み、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」を公布し、同年9月28日より同法を施行しました。

これを受け、熊本県は同年12月26日に「いじめ防止基本方針」を作成（令和2年11月24日改訂）しました。さらに、八代市においても平成26年4月18日に「八代市いじめ防止基本方針」を策定（令和3年2月改訂）しています。

その後、熊本県いじめ防止対策審議会において、「ネット世代の子供たちに対応したいじめの防止等の取組の在り方について」の審議がなされ、「1 心の通じ合うコミュニケーション能力を高める教育の在り方」「2 情報モラルを向上させる教育の在り方」「3 児童生徒が自ら気づき、考え、行動することができる教育の在り方」「4 いじめを生まない土壤をつくるための家庭や地域との連携の在り方」の4つの観点からの答申が、平成27年3月19日に出されました。

本校では、いじめ防止対策推進法第13条（学校いじめ防止基本方針）「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」及び、熊本県、八代市のいじめ防止基本方針を踏まえ、次の3点の基本理念をもとに「八代市立代陽小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

- (1) すべての代陽小学校児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨とします。
- (2) すべての代陽小学校児童が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とします。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携のもと、いじめを克服することを目指して行うこととを旨とします。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめのとらえ方

いじめの未然防止のためには、「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」「いじめはどの学校にも起こりうる」「いじめはどの子供にも起こりうる」との意識を持ち、大人も子供もそれぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、いじめの加害、被害という二者関係だけでなく、学校や部活動等の所属集団の無秩序性や閉塞性などの問題、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体でいじめを許容しない雰囲気が形成されるように注意が必要です。

いじめ防止対策推進法第2条では、「いじめ」が次のように定義されています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この場合、「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- 表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って考えます。
- 本人がいじめられたことを認められない場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。
- いじめの認知や対応は、「学校いじめ対策組織」を活用して行います。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団（グループ）等の人間関係を指します。
- 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極めが必要です。
- いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童への適切な対応が必要です。
- 善意から行った行為によって相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分分配慮したうえで対応することが必要です。
- いじめの態様の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや児童の生命、身体、財産等に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることも踏まえ、警察等の関係機関と連携した対応をとることが必要です。

(2) いじめの未然防止について

いじめの未然防止のためには、いじめを生まない学級及び学校づくりの推進が求められます。そのために、本校では重点項目として次の4点について実践化を図ります。

- ① 教職員、児童、保護者、地域等におけるいじめに対する認識の共有
- ② 「くまもとの教職員像」の実現
- ③ 児童のコミュニケーション能力を高め、確かな学力や自己肯定感や自己有用感を持たせ、豊かな人間関係を構築するための組織的、継続的な教育活動の展開
- ④ 校長を中心としたいじめ問題への効果的な対応組織の確立及びその運用

① 教職員、児童、保護者、地域等におけるいじめに対する認識の共有

「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」「いじめはどの学校にも起こりうる」「いじめはどの子供にも起こりうる」という認識と危機感を校内研修等で共有することを第一義として、各学年や学級で児童に対しての指導の徹底と日常指導の充実を図ります。また、学校によりや学級通信、PTA役員会やPTA総会、学級懇談会、学校運営協議会、住民自治連絡協議会等の機会を捉え、学校から積極的に情報を発信していくことで、児童及び児童を取り巻く関係者が共通の認識を持つようにします。

② 「くまもとの教職員像」の実現

いじめを生まない学級及び学校づくりの推進のためには、「くまもとの教職員像」実現への努力が不可欠です。教職員の資質や専門性が高まることで、効果的な学習指導や学級経営、学級集団づくりが展開され、教師と児童、児童相互の豊かな人間関係に根ざした信頼関係が構築され、いじめが起こりにくい学級集団、学年集団、学校集団へと深化していきます。児童の教育に携わる教職員としての自覚と使命感を持ち、人権感覚を磨き、実践的指導力を高めることで、児童に自己肯定感や自己有用感を育み、同時に確かな学力を確保し、いじめの未然防止へつながっていくサイクルを目指して日々研鑽を積み重ねていかなければなりません。

③ 児童のコミュニケーション能力を高め、確かな学力や自己肯定感や自己有用感を持たせ、豊かな人間関係を構築するための組織的、継続的な教育活動の展開

「子供の居場所づくり推進テーブル」に示されているように、教師と児童、児童同士、教

師集団、学校と地域社会の信頼関係を構築することは、いじめの未然防止のための基盤となるものです。そのためには、計画的、組織的、継続的な教育課程のP D C Aサイクル（Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Act 改善）に基づく取組が必要です。

④ 校長を中心としたいじめ問題への効果的な対応組織の確立及びその運用

いじめの未然防止のためには、校長を中心とした学校総体での取組が必要です。特に、いじめに対しては、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織を中心とした組織的な対応を展開していくことが必要です。そのためには、上記①②③の学校総体での「共通理解」「共通認識」「共通実践」を積み重ねていくことが不可欠です。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要です。

のために、本校では定期的な児童や家庭等へのアンケート調査や教育相談の実施、児童がいじめを訴えやすい学級集団づくりや校内体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して児童を見守っていきます。

(4) いじめへの対処について

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、いじめ情報集約者の他、校長が指名する職員及び担当者からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（いじめ・不登校対策委員会）を常設します。ただし、基本的には全職員ですべての事案に対応します。なお、事態の性質に応じて適切な専門家（SCやSSW、警察等）を加えるものとします。

いじめ・不登校対策委員会の役割としては、次のとおりとします。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や『命を大切にする心』を育む指導プログラムの年間計画の作成、実行、検証、修正をP D C Aサイクルで行う中核としての役割を担います。
- 教職員が発見した児童のいじめに関するわずかな兆候や懸念、児童や保護者等からの訴えなどの報告、相談、通報の窓口としての役割を担います。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担います。
- いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担います。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

(6) 児童会活動の充実について

児童の自立心や自尊感情、自己肯定感を育てていくために特別活動を充実させ、集団の質とその機能を高めていくことが大切です。本校では、学級や児童会を中心に、児童が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動を推進していきます。

そのために、学級活動や児童集会（いじめをなくす集会）、各委員会活動を通して、相手の立場に立ち、相手を思いやる心を育てるとともに「連携・協働」の意識を高めます。

（7）関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、十分な連携を図るため、学校に窓口を置き、迅速な対応ができるようにします。窓口担当者としては、教頭、いじめ情報集約担当者、養護教諭がこれにあたります。

いじめの事案が、犯罪行為に抵触すると判断した場合は、速やかに市教育委員会及び警察に情報を提供するとともに、連携してその解決にあたります。

3 本校におけるいじめ等の実態

（1）いじめの認知件数

心のアンケート調査において、当該学年でいじめられたことがあると回答した児童数は、下表のような結果となっています。

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
R元	8	39	21	13	10	7
R2	28	31	12	19	6	8
R3	30	22	38	6	10	6
R4	12	2	26	15	10	4
R5	31	5	23	23	12	5

（2）いじめ問題等の実態（心のアンケートより）

- いじめた相手は、同じ学級も含めて同学年からいじめられたと回答した児童が全体の72%を占め、次いで他の学級の同級生が20%であった。その他、少数ではあるが、他校の児童からいじめを受けたと回答している児童も見られた。
- どんないじめを受けたかという質問に対しては、「冷やかされた」「殴られた・蹴られた」「仲間外れにされた」「物をかくされた」「仲間外れにされた」「言いがかり・おどし」の順になっており、その後の担任との個別面談をする中で詳しく話を聞くと、からかいや悪ふざけなどをいじめとして訴えている児童が多いことがわかった。また、ネットゲーム等を介してのいじめも少数だが見られた。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

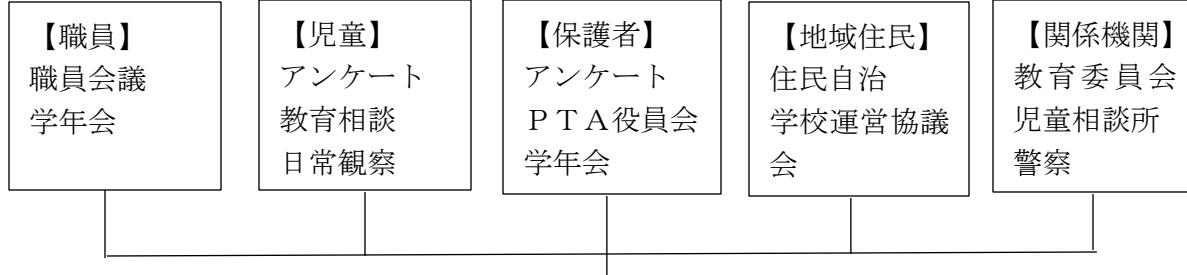
（1）本校におけるいじめの防止等の対策ための組織

本校では、いじめ防止対策推進法の公布、施行及び県や市のいじめ防止基本方針の改訂を受けて、「代陽小学校いじめ対策組織」を設置します。

いじめはすべての学校、児童に関わる問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、組織的に、迅速かつ適切にこれに対応することを目的としています。

会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、児童生徒支援（いじめ情報集約担当）、生徒指導担当、養護教諭、学年主任の他、校長が指名する職員及び担当者によって構成するものとします。また、校長の判断により、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができます。

組織は下図のとおりです。



いじめ・不登校対策委員会～代陽小学校いじめ対策組織～

委員会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、児童生徒支援（いじめ情報集約担当）、生徒指導担当、養護教諭、学年主任で構成する。必要に応じて、校長が指名する教職員及び外部専門家、市教委担当者を加える。

本委員会は、校長を中心に、全職員が取組への意思を統一し、協働して実践にあたるものである。

その業務として、次のことがあげられる。

1 いじめの未然防止・早期発見の視点から

- (1) 学校内の体制整備（諸計画等の策定及び運用）
- (2) アンケート調査や教育相談等の校内取組の作成及び実施とその分析
- (3) 学校からの情報発信や児童や保護者、地域、外部関係機関等からの情報収集

2 いじめへの早期対応の視点から

- (1) いじめの実態把握と対応の方向性決定
- (2) 加害児童、被害児童及びその保護者に対する組織的な指導・助言
- (3) 必要に応じてSCやSSW等を活用したメンタルヘルス
- (4) 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）との情報の共有

3 重大事態への対応

- (1) 教育委員会との情報の共有及び連携
- (2) 被害児童へのチーム対応（メンタルヘルス、緊急避難措置等）
- (3) 加害児童に対する懲戒及び出席停止の検討、実施
- (4) 関係機関（警察、児童相談所等）との連携
- (5) 緊急保護者会の開催及び説明責任

※重大事態とは

- 1 いじめにより、学校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより、学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- 学級担任は、学級集団づくり、教科指導の充実、保護者との連携、洗練された人権感覚を基軸とした学級経営の充実に努めます。
- 担任外で児童の教育にあたる教員は、「わかる授業」を展開し、児童に確実な学力をつけさせるとともに、児童の様子や気づき等について担任と連携を密にし、学級経営を側面から支援します。
- 管理職及び教務主任は、適正に教育課程が具現化されているかを点検したり、学校総体としてより効率的な取組を提言したりします。

イ 道徳教育の充実

道徳教育担当教師を中心とした校内体制を確立し、より機能的な運用に努めます。

- 学級担任は、道徳の時間の充実のために、「くまもとの心」の活用や人権教育の視点からの授業展開等も視野に入れ、年間計画に沿った授業実践を行います。また、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成していきます。

- 管理職や地域のゲストティーチャーによる授業も積極的に取り入れていきます。

ウ 児童自ら主体的に人間関係を良好にし、集団の質を高めるための活動を取り入れていくための指導・助言を行います。

- 児童会が、「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない宣言文」を作成し、実践していく活動に指導・助言を行います。

- 児童会が、集会活動等を通して全校児童にいじめ防止を発信していく活動を支援します。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- 小中一貫・連携コーディネーターを中心として、八代市立第一中学校区の小中学校と幼稚園から組織されている「六校园連携推進協議会」での連携を密にし、いわゆる「小一プロブレム」や「中一ギャップ」の解消に努めています。

- 「一中校区小中連携プログラム」に沿って、各学年の目標を達成するために全職員で取り組んでいきます。

オ 体験活動の充実

- 教務主任は、体験活動に関連する学校行事の確実な運営や時数調整及び時数確保に努めます。

- 各学年に応じた体験活動を計画的、系統的に実践し、活動を充実させるための指導及び支援を行います。

カ 校内研修の充実

- 授業に関するテーマ研修では、研究主任を中心に研究推進委員会の機能が十分發揮されるように、推進委員会内で丁寧に検討し、各学年主任や学年に周知し、確実な授業実践及び学習環境づくりに努めます。

- 人権同和教育においては、人権教育主任を中心としてレポート研修や授業実践に学年部単位で取り組んでいきます。また、現地研修等へも積極的に参加し、全職員一人一人が人権感覚を高めるように研鑽に努めます。

キ 生徒指導充実月間の取組

- 6月と11月を生徒指導充実月間と定め、生徒指導主任及びいじめ情報集約担当者を中心として、児童や保護者、教職員を対象としたアンケート調査を実施し、各学級における教育相談の時間を確保して、いじめの早期発見、早期対応に努めます。

- 児童会と協力して、児童集会や校内放送、校内掲示等を通じて「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない宣言文」を周知し、児童への啓発活動をします。

ク 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

- 本指導プログラムに基づき、児童の実態等に応じて、各学年の道徳の時間、学級活動、各教科等を組み合わせたユニットを構成し、「命を大切にする心」を育む指導を行います。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定定期的なアンケート及び教育相談の実施

○生徒指導充実月間を6月と11月とし、それぞれで児童や保護者、教職員を対象としたアンケート調査を実施します。アンケートの結果分析を行い、学級で対応できる事案、学年や学校総体として取り組むべき事案等に整理し、計画的かつ継続的な取組を行います。また、月に1回の「人権を確かめあう日」にアンケートを実施し、いじめ情報集約担当者が結果の集約を行い、迅速な組織的対応につなげます。さらに、全職員で児童の実態を共通理解し、共通実践につなげるために、「子供を見つめる時間」を設定します。

○生徒指導充実月間に教育相談を各学級で実施します。児童と向き合う時間を確保し、いじめの早期発見、早期解決を心がけます。また、日常の学校生活ではなかなか把握できない児童の特性や考え、困り感等の実態把握も行います。

イ 校内相談窓口の設定と周知

○児童及びその保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検します。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知します。なお、教育相談で得た児童の個人情報については、取り扱いの方針を明確にし、適切に保管します。

【相談窓口：養護教諭（保健室）、児童生徒支援担当（支援室）】

【相談体制の点検及び周知：いじめ不登校対策委員会】

【個人情報の取り扱いの決定：いじめ不登校対策委員長（校長）】

ウ 電話相談窓口等の周知

○年度当初及び長期休業前に、生活のしおりとともに、いじめ等に関する電話相談窓口等についての情報を発信し、周知します。また、PTA本部役員会やPTA総会、学級だより等でも周知していきます。

エ 特別支援教育の視点から

○年度当初の校内研修や「子供を見つめる時間」において、特別支援学級在籍児童及び通級指導を受けている児童、通常学級で配慮を要する児童についての共通理解を図り、担任以外の教職員も当該児童への対応や支援ができるようにします。

○特別支援学級在籍の児童間での交流を積極的に推進していくため、障がい種が異なる児童同士の交流学習（サンサンタイム）を設定し、コミュニケーション能力の向上に努めます。

○児童生徒支援担当者、教務主任、特別支援学級担任代表で支援計画を立て、より丁寧な校内支援体制の構築を図ります。

オ 日々の観察

○休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常的に行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、いじめの早期発見に努めます。なお、これらにより集まつたいじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有します。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

※本資料末添付参照

(5) 学校におけるいじめへの対応

ア いじめについての事実確認

いじめの早期発見、早期対応で大切なことは、正確な情報を収集することです。その情報をもとに、当該児童がどのような状況にあるのか、学校全体で共通認識を図る必要があります。

当該児童から聴き取りや事実確認を行う場合、次の点に留意します。

- ① いじめられた児童の立場に立って、いじめられた児童の気持ちを重視します。
- ② いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応します。
- ③ 互いの話を否定せずに最後まで傾聴し、事実を確認します。
- ④ いじめた側と思われる児童に「いじめをしていないか」と聞かないで、児童の行為を中立の立場で確認します。
- ⑤ 感情に走らずに冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけません。
- ⑥ 「困っている人がいるので協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など、十分な配慮を行います。
- ⑦ 「いじめをしていないのに叱られた」と不満を残さないようにします。いじめの事実確認ができたら、次のように情報と現状認識の共有化を図ります。
 - ・いじめの情報は、直ちに校長、教頭に報告します。
 - ・校長は、状況に応じて「いじめ・不登校対策委員会」を招集するなどして、正確な情報の収集に努めるとともに、情報を整理して全職員に伝え、情報の共有化を図ります。
 - ・職員会議等を通じて、現状について全職員が共通の認識を持ちます。

イ いじめられている児童への対応

いじめられた児童に対して、「守り抜く」という姿勢を示し、安心感を与えるとともに、信頼関係を築きます。また、次の点に留意した対応を心がけます。

- ① 正確な情報の収集を行い、情報の整理、分析を行います。
- ② 当該児童が安心して相談できる場を設定します。
- ③ 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図ります。
- ④ いじめの解決に向けた決意を伝え、当該児童を徹底して守る姿勢を示します。
- ⑤ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、心のケアを行います。
- ⑥ 家庭や外部の関係機関等との連携を図ります。

ウ いじめている児童への対応

- ① 正確な情報の収集を行い、情報の整理、分析を行います。
- ② 当該児童が落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保します。
- ③ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促します。
- ④ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導きます。
- ⑤ 自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認します。
- ⑥ 家庭や外部の関係機関等との連携を図ります。

エ 周囲の児童への対応

- ① 周囲の児童から見た正確な情報の収集を行います。
- ② いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導します。
- ③ いじめられた児童を、集団として支える体制づくりを進めます。

オ いじめをうけた保護者への対応

- ① 家庭を訪問し、誠意を持って児童の状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いします。
- ② 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝えます。
- ③ 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行います。

カ いじめた児童の保護者への対応

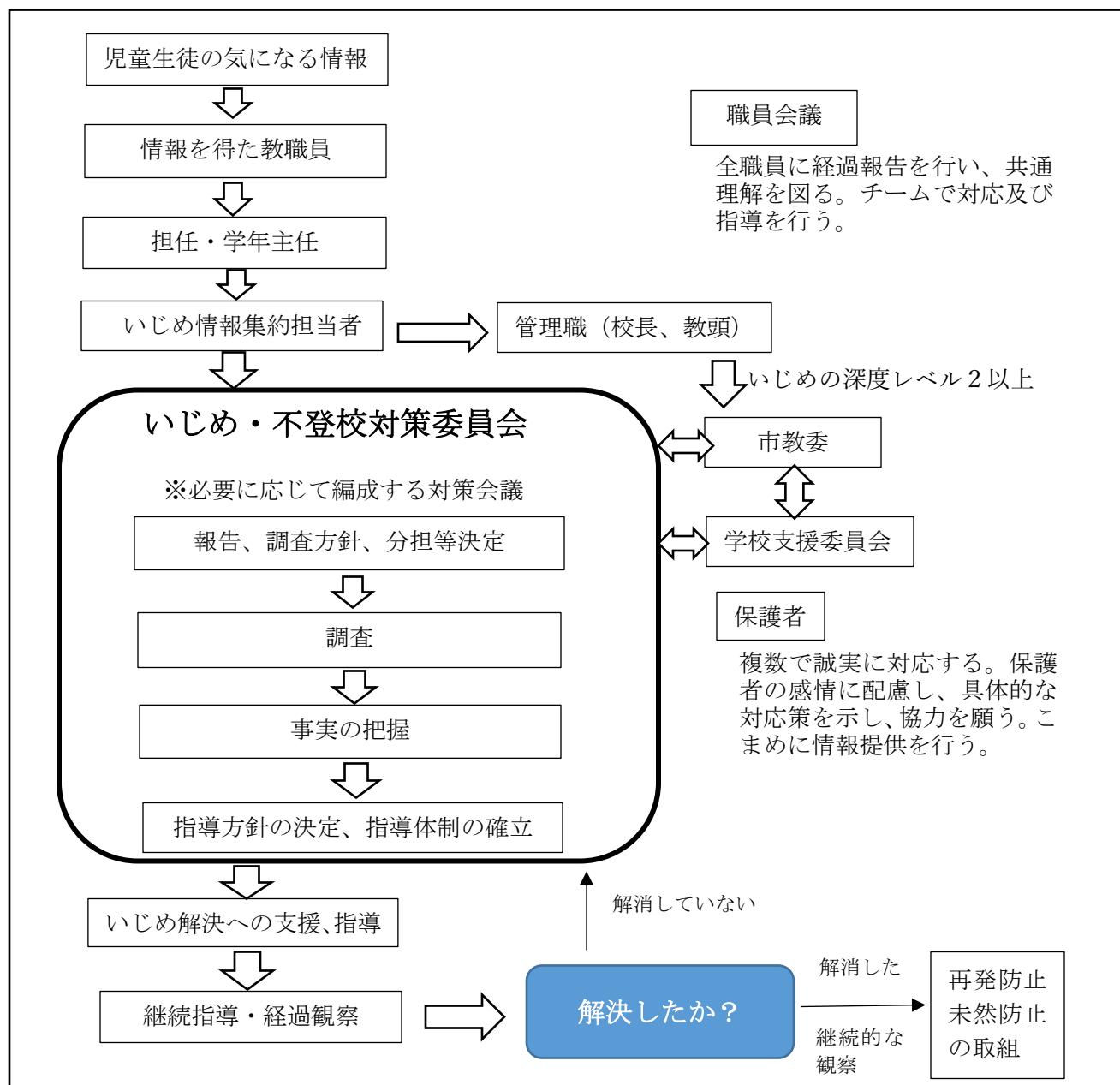
- ① 家庭を訪問したり、学校で面談したりするなどして、直接いじめの事実について伝えます。その際、校長を中心に複数の教職員などで対応するようにします。
- ② いじめについての事実関係を冷静かつ正確に伝えます。

- ③ 一方的に話すことのないよう十分配慮します。
- ④ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促します。
- ⑤ 対応している事案について、「いじめの事実があり、自分の子供が関わっている」という保護者の理解を得ることが大切です。
- ⑥ いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言します。

キ 保護者全体への対応

- ① 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤った情報や動搖が広がらないよう各家庭への協力をお願いします。
- ② 関係する児童や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けてできることを話し合ってもらいようお願いします。
- ③ 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行います。

(6) いじめへの対処の流れ



(7) いじめ防止等への取組の評価

いじめ防止等への評価は、教職員及び児童、保護者による自己評価を毎学期実施します。さらに、それらの自己評価をもとに学校運営協議会や学校関係者評価委員会で評価を行います。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態についての基準

○いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。

(児童が自殺を企図した場合等)

○いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。(重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる)

(2) 重大事態発生時の連絡体制

①発見者→担任→学年主任→いじめ情報集約担当者→教頭→校長

②校長→八代市教育委員会学校教育課

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて、警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

①いじめ・不登校対策委員会の招集

②教育委員会学校教育課への報告と連携

③調査方法〈事実の究明〉

・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいた者→加害者の順

④警察への通報など、関係機関との連携

6 基本方針の見直し及び公表

○学校ホームページで、学校いじめ基本方針を公表します。

○年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応をとります。

○年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価します。

○いじめに関する点検、評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。

※別紙資料 4 (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間指導計画 (①～⑥は学年)

	学校行事	道徳	人権学習	学級活動
4月	始業式・入学式 春の遠足	相手の立場に立って⑤ 困っている誰かのために⑥	【1学期題材】 みんなといっしょに① ぼくもしたい② みんなで考えたこと③ くつかくしのこと④ わたしは強く生きる⑤ 手紙をくれたあなたたちへ⑥	【1学期題材】 学級のめあてを考えよう ①②③④⑤⑥ よかとこさがし①②③④ ⑤⑥ クラスのルールについて ③ 1学期の反省をしよう ①②③④⑤⑥
5月	家庭訪問 P T A総会、授業参観	あいてのきもち②		
6月	心のきずなを深める月間 生徒指導充実月間（アンケート実施） 人権集会（なかよし集会）	親切とおせつかい③ 思いやりのリレー④		
7月	授業参観 終業式			
8・9月	始業式 5年集団宿泊教室	あいてのきもちになって ① 本当の思いやり④	【2学期題材】 おともだち① ぼくのランドセル② 食べることは生きること③ わたしはだまっていない④ 水俣からのメッセージ⑤ つくられた差別とのたたかい I ⑥	【2学期題材】 よかとこさがし①②③④ ⑤⑥ クラスの目標を見直そう ①② クラスレクリエーションの計画を立てよう①②③ ④⑤⑥
10月	運動会 3年見学旅行	おもいやりのこころ②		
11月	いじめ根絶月間 生徒指導充実月間（心のアンケート実施） 6年修学旅行 4年見学旅行	やさしいこころ① 相手を思いやるとは③ 親切を生むもの⑤ 温かい心⑥		
12月	授業参観（学習発表会） 終業式			
1月	始業式		【3学期題材】 さるとかに① おんなんだからおとこだから② 男女仲よく③ わたしはさびしさに負けない④ あなたたちに伝えたいこと⑤ つくられた差別とのたたかい II ⑥	【3学期題材】 よかとこさがし①②③④ ⑤⑥ クラスレクリエーションの計画を立てよう①②③ ④ お別れ会の計画を立てよう⑥
2月	新1年体験入学 お別れ遠足	温かい心で親切に① あたたかいこころ② 心がとどくとき③ 思いやりの輪④ 思いやりの心⑤ 相手を思う尊い心⑥		
3月	卒業式・修了式			

※毎月11日（人権を確かめあう日）にアンケートを実施（6, 12月は除く）